

随意契約の結果

【令和2年4月分】工事

独立行政法人都市再生機構 東京都再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
千葉市総合スポーツ公園第4工区整備その他工事	契約担当役契約担当役 東日本都市再生本部長 田中 伸和 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和2年4月2日	(株) 昭和造園 東京都杉並区和泉4-4-2-33	6011301008543	3,177,900円	3,170,200円	99.8%	本工事の契約は、千葉市総合スポーツ公園第4工区整備その他2件として枠組み協定型一括入札方式によって落札者と締結した協定に基づくものである。 本契約の元となった入札においては、2回目の入札においても予定価格を上回ったが、当該工事は千葉市との費用負担契約において工事完了及び市への引渡しについて調整されているとともに、国庫補助金の交付を予定している。そのため当該工事を令和元年度内に工事完了出来なければ、市への引渡しが遅延し、供用開始に対し多大な影響を与えるとともに予定する国庫補助金の交付が受けられなくなる恐れがあることから、会計規程第51条第4項に基づき随意契約（不落随契）を行ったものである。	-				
千葉市総合スポーツ公園第4工区整備工事その7	契約担当役契約担当役 東日本都市再生本部長 田中 伸和 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和2年4月8日	(株) 昭和造園 東京都杉並区和泉4-4-2-33	6011301008543	153,525,900円	153,188,200円	99.8%	本工事の契約は、千葉市総合スポーツ公園第4工区整備その他2件として枠組み協定型一括入札方式によって落札者と締結した協定に基づくものである。 本契約の元となった入札においては、2回目の入札においても予定価格を上回ったが、当該工事は千葉市との費用負担契約において工事完了及び市への引渡しについて調整されているとともに、国庫補助金の交付を予定している。そのため当該工事を令和元年度内に工事完了出来なければ、市への引渡しが遅延し、供用開始に対し多大な影響を与えるとともに予定する国庫補助金の交付が受けられなくなる恐れがあることから、会計規程第51条第4項に基づき随意契約（不落随契）を行ったものである。	-				
中野三丁目地区令和2年度基盤整備その他工事その1	契約担当役契約担当役 東日本都市再生本部長 田中 伸和 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和2年4月9日	(株) 森本組 大阪府大阪市中央区南本町2-6-12	7120001106637	171,235,900円	171,081,900円	99.9%	本工事の契約は、中野三丁目地区令和元年度基盤整備その他工事その1他3件として枠組み協定型一括入札方式によって落札者と締結した協定に基づくものである。 本契約の元となった入札においては、2回目の入札においても予定価格を上回ったが、当該工事は中野区との協議において工事完了及び区への引渡しについて調整されているとともに、国庫補助金の交付を予定している。そのため当該工事を令和元年度内に工事完了出来なければ、市への引渡しが遅延し、供用開始に対し多大な影響を与えるとともに予定する国庫補助金の交付が受けられなくなる恐れがあることから、会計規程第51条第4項に基づき随意契約（不落随契）を行ったものである。	-				
中野三丁目地区令和2年度基盤整備その他工事その2	契約担当役契約担当役 東日本都市再生本部長 田中 伸和 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和2年4月9日	(株) 森本組 大阪府大阪市中央区南本町2-6-12	7120001106637	40,279,800円	40,245,700円	99.9%	本工事の契約は、中野三丁目地区令和元年度基盤整備その他工事その1他3件として枠組み協定型一括入札方式によって落札者と締結した協定に基づくものである。 本契約の元となった入札においては、2回目の入札においても予定価格を上回ったが、当該工事は中野区との協議において工事完了及び区への引渡しについて調整されているとともに、国庫補助金の交付を予定している。そのため当該工事を令和元年度内に工事完了出来なければ、市への引渡しが遅延し、供用開始に対し多大な影響を与えるとともに予定する国庫補助金の交付が受けられなくなる恐れがあることから、会計規程第51条第4項に基づき随意契約（不落随契）を行ったものである。	-				

※1 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。  
 ※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
 ※3 必要があるときは、各欄の配置を書き変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】  
 ・予定価格が250万円を超える工事又は製作  
 ・予定価格が160万円を超える財産の買入れ  
 ・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入  
 ・予定価格が100万円を超える役務  
 ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。